

### 3 鹿児島市立吉田小学校いじめ防止基本方針(全体計画)



#### 【年間計画】

月	計画及び評価	実態調査	各教科・道徳・特別活動等	児童会	情報モラル	教育相談	職員研修	PTA
4	年間及び1学期の活動計画の検討	学校楽しいーと	いじめ問題を考える週間(学級活動授業)	あいさつ運動	各教科指導計画の確認	家庭訪問	学校基本方針確認 生徒指導情報交換	学級 PTA PTA 総会
5	学校自己評価内容検討 心の教育の日「道徳授業公開」		ニコニコ月間(標語・ポスター制作) 道徳授業公開	あいさつ運動 上学年部集会	PCの使い方(2年)		生徒指導情報交換	家庭教育学級 小中合同 担任委員会
6		いじめアンケート	ニコニコ月間(標語・ポスター制作)	あいさつ運動	PCの使い方(1年)	教育相談	生徒指導情報交換	家庭教育学級
7	学校自己評価実施			あいさつ運動	インターネット利用(3, 4年)		生徒指導情報交換	学級 PTA 家庭教育学級
8	1学期の反省・2学期の活動検討 学校自己評価書の作成・検討 学校評議員会						生徒指導情報交換 生徒指導研修	家庭教育学級
9		(県)携帯調査 学校楽しいーと	いじめ問題を考える週間(道徳授業)	あいさつ運動	携帯電話の約束(5, 6年)		生徒指導情報交換	学級 PTA
10	学校自己評価内容検討			あいさつ運動		教育相談	生徒指導情報交換	家庭教育学級
11	学校評議員会	いじめアンケート		あいさつ運動			生徒指導情報交換	家庭教育学級
12	学校自己評価実施、2学期の反省		人権週間	あいさつ運動 人権集会			生徒指導情報交換 人権教育研修	学級 PTA
1	教育課程編成			あいさつ運動	ネット事情		生徒指導情報交換	
2	学校自己評価書の作成・公表 学校評議員会	いじめアンケート		あいさつ運動 上学年部集会	情報管理(3, 4年)		生徒指導情報交換	家庭教育学級
3	年間反省・次年度の計画案検討と作成			あいさつ運動			生徒指導情報交換	学級 PTA

# 「吉田小学校いじめ防止基本方針」について

鹿児島市立吉田小学校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、いじめのない安心で充実した学校生活を送ることができることを目的に基本方針を策定した。(全体計画参照)

## 1 いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。【「いじめ防止対策推進法」第2条より】

## 2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。

## 3 いじめ問題への学校の目標と努力点

○ 「いじめは許されない行為である」ことを全ての子供たちに理解させ、だれに対しても思いやりのある行動がとれる子どもを育成する。

○ 様々な教育活動の中で夢や希望をもたせ、自己有用感や満足感、自己肯定感を感じられる学校生活を構築する。

- ・ 教職員全体が連携して共通実践を行うために、情報の共有化を図る。
- ・ いじめられている児童の悩みを受け止め、親身になって話を聞き、支える。
- ・ いじめを解決する方法を児童と一緒に考える。
- ・ 周囲の児童と一緒に、事実関係を把握する。
- ・ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導する。
- ・ 担任一人で抱え込まないで、他の職員へ協力を求める。
- ・ 事実関係や実態把握、行動の変容や経過等を校長・教頭に連絡する。
- ・ 関係の保護者に連絡を取り、十分な理解と協力を求める。
- ・ 必要に応じ、関係機関と連携を図る。

### 《本校のいじめ防止等の対策のための組織》

名称：いじめ防止対策委員会

開催日：基本的に毎週木曜日の生徒指導情報交換会（必要に応じて随時開催）

参加者：※ 小規模校であるため全員参加

※ 協議や対応する内容に応じて外部関係機関も参加

体制 ◇生徒指導体制（学校いじめ防止基本方針の評価・改善）

◇教育相談体制（教育相談月間、子ども相談日）

◇校内研修体制（生徒指導関係校内研修の計画）

市教委、民生委員、福祉事務所、  
学校ネットパトロール、吉田交  
番鹿児島西警察署、校区内保育  
園・幼稚園、吉田北中学校、ス  
ポーツ少年団指導者

### 《連携する関係機関》

関係機関	連絡先	関係機関	連絡先
市教委青少年課	227 - 1971	県総合教育センター教育相談課	294 - 2200
県警察本部(少年サポートセンター)	206 - 0110	主任児童委員(姓氏別代表)	295 - 1400
鹿児島西警察署	232 - 7869	校区コミュニティ協議会会長	295 - 1767

#### 4 いじめの未然防止に関する基本的な考えと具体的な取組

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

##### (1) いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で本校の基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で全児童にいじめに関する講話を行う。

イ 毎週木曜日の生徒指導情報交換会で、情報の共有化を図る。(チェック体制の確認も含め)

ウ 4月第3週・9月第2週・1月第2週の「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて適宜児童がいじめ問題について学ぶ時間を設定する。

エ 危機管理の視点に立ち、日ごろからいじめ問題解決に向けた教師の行動について指導の仕方を共通理解しておく。

オ 学校の指導体制を確立し、家庭や地域との連携を強化する。

##### (2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 児童会活動を通していじめの防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。(標語やポスターの募集)

イ 教育活動全体を通じた道徳や人権教育から、いじめは人間として許されない行為であることを理解させ、人間尊重の精神をいきわたらせる。

ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。

エ 心のつながりを深めるあいさつ運動の推進や豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

##### (3) いじめが起きにくい集団の育成

ア 教師は、「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。(学級経営案に明記)

イ 教師は、児童との心と心のふれあいに努め、児童の気持ち(感情)を温かく理解する。

ウ 児童の些細な訴えにも耳を傾け、深く心を寄せて聴く。

エ わかる・できる授業づくりに努めるとともに一人一人が活躍できる場を設定する。

オ 縦割り班による活動をとおして、学校内での人間関係を深められるようにする。

##### (4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

ア 児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感を高める。

イ 全校児童の前での表彰や学校だより等を利用して児童のがんばりを他の児童や保護者、地域の住民等に紹介し、自己有用感を高める。

ウ 教師はプラス志向の発言に努める。

#### 5 いじめの早期発見に関する基本的な考えと具体的な取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

そのために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。また、気になることについて、日頃から教職員同士や保護者、また、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようにする。

早期発見のための項目	担当	具体的な取組
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生徒指導係	学校楽しいーと(5月, 9月) いじめアンケート(6月, 11月, 2月)
○ 「いじめ対策必携」の活用	生徒指導係, 担任	職員研修会での活用, 日常の活用
○ 定期的な教育相談	教育相談係	教育相談月間(6月, 10月) 子ども相談日(木曜日設定の教育相談日)
○ 外部相談機関の保護者への周知(スクールカウンセラー, 臨床心理相談員)	生徒指導係	案内文の配布と周知(4月)
○ 校内巡視の実施	全職員	朝, 休み時間, 昼休み時間の校内巡視
○ 学校の取組内容の発信及び情報の収集・共有	管理職, 担任	学校便りや学級PTA等

## 6 いじめへの早期対応に関するアクションプラン

状況	A 実態調査（アンケート）からいじめかどうか疑わしい場合	B うわさやその他の情報が寄せられた場合	C 児童や保護者からの訴えが寄せられた場合	D いじめらしき現場を職員が見つけた場合
いつ	休み時間・放課後			その場
誰が	学級担任			発見した職員 学級担任
何をどうする	<p>『当事者が判定できる場合』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人を呼んで事実関係を確認する。</li> <li>○関係児童を呼んで事実関係を確認する。</li> <li>○被害者・加害者双方の人間関係を整理する。</li> </ul> <p>（当事者が判定できない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学級で全体指導を行い、事実関係を確認し、状況や情報を把握する。</li> </ul>	<p>『情報の収集』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○時間、場所、事実関係、被害者の名前、学年等について把握する。</li> <li>○被害者・加害者双方の状況、周囲の状況、人間関係を整理し記録する。</li> </ul>	<p>『情報の収集』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○時間、場所、事実関係、被害者の名前、学年等について把握する。</li> <li>○被害者・加害者双方の状況、周囲の状況、人間関係を整理し記録する。</li> </ul>	<p>『いじめを止める』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○毅然とした態度で制する。</li> </ul> <p>『情報の収集』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者を指導できる場所へ引率し、指導を行う。</li> <li>○時間、場所、事実関係、被害者の名前、学年等について把握する。</li> <li>○被害者・加害者双方の状況、周囲の状況、人間関係を整理し記録する。</li> </ul>



状況	A 調査結果が事実であると判明した場合	B うわさが事実であると判明した場合	C 児童や保護者からの訴えが事実であると判明した場合	D いじめの現場での事実確認、指導を終えた後
いつ	休み時間・放課後			その場
誰が	発見した職員・学級担任・生徒指導主任・教務主任・教頭・校長			
何をどうする	<p>『事実確認後の連絡』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学級担任（発見した職員）→生徒指導主任→教務・教頭→校長</li> </ul> <p>（関係職員による対策の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係児童の人間関係、過去の記録、悩み等について把握する。</li> <li>②被害者の家庭訪問をし、保護者に事情を説明し、家庭での様子などを聞く。</li> <li>③場合によっては、加害者の家庭も訪問し、保護者に事情を説明する。指導に当たっての協力を依頼する。</li> <li>④加害者の児童を個別に呼んで指導する。</li> <li>⑤周囲の児童あるいは学級全体を指導する。</li> </ul>			



状況	校長が緊急の対策委員会を開く必要があると判断した場合			
誰が	全職員（場合によっては第三者も招集）			
何をどうする	<p>『いじめ防止対策委員会招集』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導連絡会を開き、今後の対策を練る。</li> <li>①学級担任より状況及び経過報告を聞く。</li> <li>②関係職員の共通理解を図る。</li> <li>③校内における児童の指導内容及び方法について決定する。</li> <li>④双方の家庭への対応について検討する。</li> <li>※重大事態に発展する恐れのある場合は、市教育委員会（青少年課）へ報告し、指導を受けて対応する。</li> </ul>			

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味(いじめ防止対策推進法より)

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合 ・児童が自殺を企画した場合 ・金品等に重大な被害を被った場合	・身体に重大な障害を負った場合 ・精神症の疾患を発生した場合
○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。	

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

### (2) 重大事態への緊急対応

#### ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合は市教育委員会にただちに連絡する。

#### イ 全校体制による緊急対応

いじめ対策委員会にて策定した緊急対応策に準じてチームを組織し、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

重大事態対応のチーム	担 当
○重大事態緊急対応委員会(外部窓口:教頭, 校内窓口:生徒指導主任)	管理職, 三主任
・事態の状況確認, 情報収集, 情報管理	生徒指導部
・児童の状況確認と支援・指導, 児童・保護者・教職員の心のケア	保健体育部
・P T A・警察などとの連携など	安全指導部

#### ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

・いつ(いつ頃から) ・どこで ・だれが ・何を, どのように(態様)  
・なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

これらを可能な限り網羅的に調査し、客観的な事実関係をつかむように努める。

#### ◇ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場

- ・インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等に配慮する。(県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視を実施する。)
- ・いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査を行う。
- ・情報を提供してくれた児童等の安全の確保に努める。

#### ◇ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場(入院, 意識不明, 死亡等)

- ・保護者の要望・意見を十分に聴取し, 今後の調査について協議し, 調査に着手する。

### (3) その他留意事項

ア 調査の実施と平行して, 市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。【心のケア】

イ いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について, 十分説明し, 合意を得ておく。【調査にあたっての説明等】

ウ 調査で得られた結果については, 分析・整理した上でいじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分に説明し, 承諾を得ておく。【調査対象の児童及びその保護者に対して】

エ プライバシーへの配慮を十分に行い, 事実に基づいた, 正確で一貫した情報を提供するために, 窓口を管理職(主として校長)とする。その際, 市教育委員会と連携を蜜にとるようにする。【報道取材等への対応】

## 8 その他

- 吉田小学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表し, 児童一人一人のいじめの防止の理解と認識を深め, 実践への意欲換気を図ることができるようにする。
- 学期末に定期的に点検・見直しを行い, これに基づいた必要な措置を行い, 基本方針を更新していくようにする。